

# ソーシャルメディア ガイドライン（本学生向け）

近年、急速にソーシャルメディア『インターネット上で展開される、個人の発信をもとに不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことが可能なメディアをいいます。；（例）ブログ、プロフ、SNS (mixi、GREE、Mobage、Ameba、Facebook、LINE)、YouTube、Twitter、Wiki、電子掲示板など』が普及しましたが、マナーやリスク認識が追いついておらず、放置できない事態になってきました。以下に利用する場合の「現状と注意事項」、「トラブルの事例」を記載しましたので、熟読し、留意してください。

## ■現状と注意事項

アクセス制限をしていない（ツイッターでいえば鍵をかけていない）アカウントは、ただの独り言のつもりでも、全世界に向かって情報を発信しているのと同じことです。「不特定多数に向かって発信した」場合は、個人情報漏えい、プライバシー侵害、守秘義務違反、名誉毀損等の点で問題になることがあります。加えて、悪意のある第三者が、わざわざネタになるようなキーワードを検索し、攻撃できるSNSを探し出し、発信した個人の問題内容を指摘したり、批判を繰り返し、煽り、炎上させ、社会的問題にさせることが目的の輩も散見されます。

軽い気持ちやノリで安易に発信したことが、社会的な問題にまで発展し、最悪の場合は、停学・退学、就職内定の取り消し、解雇、法的な処罰、賠償金支払いといった処分を受けることがありますので、十分に注意してください。実際にこうした処分を受けている事例はたくさんあります。

特に、バイト先や企業は、問題の多い学生は容赦なく切り捨てます。今、企業は学生の発言を、みなさんが想像している以上に綿密にチェックしていて、採用試験の参考に使っている場合もあります。過去の発言も半永久的に残っていて、遡って検索できますので（本人が削除しても、フォロワーに送られたものやリツイートされたものまで、すべてを削除することは不可能です。）、就職活動の間だけ注意しても意味はありません。今の軽率な発言が、あなたの将来をつぶす可能性があることを重々認識してください。

## ■トラブルの事例

上記注意事項を守らないソーシャルメディアの安易な利用は、次のようなトラブル、結果を招くことがあることを考慮してください。

- (1) 未成年者の飲酒・喫煙、交通機関の不正乗車、不法賭博行為、カンニング等不正行為を告白**  
→そもそもこれらの行為は許されるものではありません。法的処分の対象になりうる他、学内でも処罰の対象となります。また、所属団体、家族や友人にも影響を及ぼすおそれがあります。
- (2) アルバイト先の機密情報を暴露、不利益を与える行為を文字や画像で発信**  
→企業に不利益（損害）を与えた場合、損害賠償を請求されるおそれがあります。
- (3) 就職内定先企業・団体、教育機関への批判、侮辱的な発言**  
→内定はあくまで内定であり、こういった行動は、内定取消しを招くおそれがあります。
- (4) 「〇〇さんは今日、×××で飲み会」など、友人の交友関係や行動を無断で発信**  
→軽い気持ちでの発信が、人間関係の悪化や思わぬトラブルを生むおそれがあります。
- (5) ニュースや情報などに対する偏った思想のつぶやきや侮辱的・わいせつな書き込み**  
→たとえ個人的なページでの発信であっても、自分とは関係のない場所で取り上げられ、炎上・いやがらせなどの事態を招くことがあります。
- (6) 悪質なデマや不正確な情報を発信**  
→軽い冗談のつもりでも、大きな社会問題となった事例もあります。

## ■相談・連絡先

万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合、またはそのおそれがある場合は、すぐに下記部署に届け出てください。

プール学院大学、プール学院大学短期大学部 学生課

TEL 072-292-7201 FAX 072-293-5525